

浜松市消防水利要綱

第一章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第20条及び浜松市警防規程（平成17年浜松市消防本部訓令甲第2号）第3条第6項に基づき、適切かつ迅速な消火活動を確保するため、消防水利の整備及び維持管理等に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防水利 法第20条第1項に規定する消防に必要な水利の総称をいい、消防水利施設及びその他の消防水利に区分する。
- (2) 消防水利施設 法第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設で、当局又は水道事業管理者が設置（開発行為等により設置され、当局へ移管された水利を含む。）、維持及び管理を行う水利をいう。
- (3) その他の消防水利 消防水利施設以外の消防水利で、私有の水利及び市その他の公法人が消防以外の目的で設置、維持及び管理を行う水利をいう。
- (4) 指定消防水利 前号に規定するその他の消防水利のうち、法第21条第1項の規定により指定された消防の用に供し得る水利をいう。
- (5) 緊急水利 第3号に規定するその他の消防水利のうち、前号の指定消防水利以外で火災現場に対する給水を維持するために緊急の必要がある場合に、法第30条第1項の規定により使用することができる水利をいう。
- (6) 消防水利標識 支柱その他の地物を利用し、消防水利施設及び指定消防水利の所在を標示するものをいう。
- (7) 広告添加型消防水利標識 前号に規定する消防水利標識のうち、消火栓標識株式会社が設置したものをいう。

(消防水利の適合条件)

第3条 前条第1号の消防水利は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、地域の特性等により、消防署長（以下「署長」という。）が認める場合は、この限りでない。

- (1) 常時貯水量が40立方メートル以上（既設のものにあつては40立方メートル未満のものも含む。）又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上（井戸については、毎分0.5立方メートル以上）で、かつ、連続40分以上の給水能力を有すること。
- (2) 消火栓は、口径が65ミリメートルかつ、75ミリメートル以上の配水管に設置されていること。

- (3) 地盤面からの落差が4.5メートル以下であること。
- (4) 取水部分の水深が0.5メートル以上であること。
- (5) 消防ポンプ自動車容易に部署できること。
- (6) 吸管投入孔のある場合は、その一辺が0.6メートル以上又は直径が0.6メートル以上であること。

(消防水利の区分及び種別)

第4条 消防水利の区分及び種別は次の各号による。

- (1) 消火栓
 - ア 上水道消火栓
 - イ 工業用水消火栓
 - ウ 簡易水道消火栓
 - エ 農業用水消火栓
- (2) 防火水槽
 - ア 地下式防火水槽
 - イ 半地下式防火水槽
 - ウ 地上式防火水槽
 - エ 耐震性貯水槽
 - オ 飲料水兼用耐震性貯水槽
 - カ その他これらに類するもの
- (3) 井戸
- (4) プール
- (5) 海、湖
- (6) 河川、溝
- (7) 池
- (8) ためます
- (9) 農業用水槽
- (10) その他の水利

(消防長の責務)

第5条 消防長は、消防水利の整備に関する基本方針を示すとともに、消防情勢を的確にとらえ地域特性を勘案した水利整備を推進し、署長が行う水利事務の円滑な遂行に必要な措置を講ずるものとする。

(署長の責務)

第6条 署長は、迅速な消防活動を遂行するため、その管轄する区域(以下「管轄区域」という。)内の消防水利について、その機能及び保全の状況等を調査し、常に有効に使用できるよう適正な管理に努めなければならない。

第二章 消防水利の整備

(整備の基準)

第7条 消防長は、原則として消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に従い消防水利の整備を図るとともに、地域の特性を考慮した整備に努める。

(整備計画)

第8条 消防長は、前条の基準に従い消防水利整備計画を作成するものとする。

(開発行為等に伴う消防水利の確保)

第9条 消防長は、開発行為等の協議の申請があったときは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条第2項、浜松市開発許可指導基準（平成元年7月1日施行）、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱（平成12年4月1日施行）及び浜松市消防水利設置指導要綱（平成17年7月1日施行）に基づき協議し、消防水利の確保に努めるものとする。

(消防水利の引継ぎ)

第10条 消防長は、新規に当局へ移管され消防水利施設となる消防水利について、移管受入れ等の事務を実施した後、その維持管理を署長に引き継ぐものとする。

(消防水利施設の新設)

第11条 署長は、消防活動上消防水利施設の設置が必要と認めた場合は、消防長に対して消防水利施設の設置を求めることができる。

第三章 消防水利の管理

(水利調査)

第12条 署長は、管轄区域内の消防水利状況の把握及び消防水利施設の適正な維持管理をするため、別表第1に定める実施要領により、水利調査を実施する。

2 署長は、管轄区域内の消防水利について、管轄区域を分割し、署員ごとに担当地区を定め調査させるものとする。

3 署長は、管轄区域外における消防水利の状況を署員に精通させる必要がある場合は、管轄区域外調査を実施させることができる。

(消防水利管理システム)

第13条 署長は、消防水利及び消防水利用地の適切かつ効率的な管理を図るため、消防水利管理システムにより管理の状況を把握し、別に定める消防水利管理マニュアルに従い必要な情報を入力するものとする。

(消防水利の報告)

第14条 署長は、管轄区域内において消防水利の新設、廃止及び故障等があった場合、別に定める要領に従い速やかに消防長に報告しなければならない。

(水道事業管理者への連絡)

第15条 消防長は、前条の報告のうち水道事業管理者が管理する消防水利施設の故障等

については、水道事業管理者へ連絡を行うものとする。

- 2 夜間等において緊急に対応の必要がある場合、前項の連絡は情報指令課消防指令センターにて行う。

(故障等に対する措置)

第16条 署長は、管轄区域内の消防水利が故障等により使用不能な状態にあることを確認した場合には、消防長に報告するものとし、消防長は報告を受けた内容について、復旧その他適切な措置を講じなければならない。

(危険防止措置)

第17条 署長は、無蓋防火水槽等一般市民に危険を及ぼす可能性があると判断できる消防水利施設を確認した場合には、消防長に対し危険防止柵の設置又は蓋掛け工事等の危険防止措置を講じるよう求めるものとする。

(届出)

第18条 署長は、浜松市火災予防条例(昭和37年浜松市条例第17号)第45条第1項第4号又は第5号に掲げる行為による届出があった場合並びに消防水利が使用不能な状態にあることを確認した場合は、別に定める届出管理マニュアルに従い速やかに届出管理システムにて情報を入力しなければならない。

- 2 署長は、前項の届出期間の終了その他使用不能な状態が復旧したときは、その確認を行うとともに、速やかに届出管理システムにて情報の訂正をしなければならない。

(指定消防水利)

第19条 消防長は、法第21条第1項の規定により、消防の用に供し得る水利の存在を確認し指定消防水利とする場合は、その所有者、管理者又は占有者に対し、「消防水利の指定に関する承諾について(依頼)」(様式第1号)に「消防水利の指定に関する承諾書」(様式第2号)を添えて承諾の依頼をするものとする。

- 2 消防長は、前項の承諾を得て指定消防水利とした場合、法第21条第2項の規定により、消防水利標識を掲げなければならない。ただし、当該指定消防水利が道路に接していない場合は、この限りでない。

- 3 消防長は、法第21条第3項の規定により、指定消防水利の変更、撤去又は使用不能の状態に置こうとする者から指定消防水利変更(撤去・使用不能)届出書(様式第3号)の届出があった場合は、速やかに指定を解除し消防水利指定解除通知書(様式第4号)により、当該所有者等に通知する。

- 4 前項の指定消防水利使用不能の届出について、一定期間の使用不能であれば、口頭による届出でよいものとする。

(消防水利施設用地の管理)

第20条 消防長は、浜松市公有財産管理規則(昭和39年浜松市規則第30号)及び行政財産の使用許可に関する事務処理要領(平成14年11月1日施行)等に基づき、所管する消防水利施設用地(行政財産)の適正な管理に努めなければならない。

2 消防長は、前項の消防水利施設用地以外に設置されている消防水利施設（水道事業管理者が管理するものを除く。）及び消防水利標識について、関係法令に基づき用地の所有者又は管理者等に対し占用許可等の申請又は土地使用貸借契約の締結を実施するものとする。

（工業用水消火栓）

第21条 消防長は、管轄区域の工業用水道に設置されている消火栓の使用等について、静岡県工業用水道及び水道給水規程（昭和44年企業局管理規程第6号）に基づき、必要な措置を講じなければならない。

（月例報告）

第22条 署長は、別に定める消防水利管理マニュアルに従い、消防水利の現況、新設廃止一覧及び消火栓使用水量について、月ごとに集計し管理の状況を把握しなければならない。

第四章 消防水利標識

（消防水利標識の維持管理）

第23条 署長は、管轄区域に設置されている消防水利標識について、その機能を発揮できるように適正な管理に努めなければならない。

（折損等に対する措置）

第24条 署長は、消防水利標識に、折損、損傷、腐食等（以下「折損等」という。）があることを確認した場合又は当該折損等により市民の通行等に支障を及ぼすおそれのあるときは、当該標識の所有者及び管理者等を確認し、消防長に報告するものとし、消防長は報告を受けた内容に対し、必要な措置を講じなければならない。

2 署長は、管轄区域の指定消防水利に消防水利標識が設置されていないことを確認した場合、標識の設置その他必要な措置を講じるよう消防長に求めなければならない。

（消防水利標識の設置）

第25条 署長は、地域の特性等により必要と認める場合、その責任において消防水利標識を設置することができる。

（広告添加型消防水利標識）

第26条 消防長は、広告添加型消防水利標識を道路敷に設置するにあたり、当局と消火栓標識株式会社との間で、協定を締結しなければならない。

2 消防長は、消火栓標識株式会社から広告添加型消防水利標識設置の申し出があった場合、前項の規定に基づき定めた協定書（以下「協定書」という。）に基づき道路占用許可の申請をし、また、標識への広告添加に同意しなければならない。

3 署長は、広告添加型消防水利標識に折損等が発生した場合又は当該折損等により市民の通行等に支障を及ぼすおそれのあるときは、協定書に基づき必要な措置を講じなければならない。

第五章 要望

(消防水利施設の撤去要望)

第27条 署長は、消防水利施設の撤去要望があった場合、当該消防水利施設の耐用年数を調査し、その内容を消防長へ報告しなければならない。報告を受けた消防長は、存続及び代替設置等について起因者と協議するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(消防水利施設の改修要望)

第28条 消防長は、土地所有者等から消防水利施設改修の要望があった場合、調査を実施し、必要な処置を講じなければならない。

(消防水利施設の設置要望)

第29条 消防長は、地域住民等から消防水利施設の設置要望があった場合又は第11条に規定する署長からの求めがあった場合は、必要な措置を講ずるとともに整備計画に反映させるものとする。

(雑則)

第30条 天竜消防署管轄区域の消防水利における第20条第2項の規定に定める消防長が行う事務については、管轄する署長がこれを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成22年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

水利調査実施要領

項 目	内 容
調査対象及び調査事項	<p>1 管轄区域内の消防水利施設及びこれに掲げる消防水利標識</p> <p>(1) 消火栓</p> <p>ア 所在、標識等の確認</p> <p>イ 使用上の支障の有無 通水及び漏水の確認、土砂の流入、スピンドルの変形等</p> <p>ウ その他必要な事項 蓋の開閉、蓋のがたつき、路面との段差、清掃等</p> <p>(2) 防火水槽、井戸</p> <p>ア 所在、標識等の確認</p> <p>イ 使用上の支障の有無 貯水量（湧水量）、深さ、水質、不法投棄物等、採水口等</p> <p>ウ 用地の管理状況の確認 柵、草木、占用物の有無等</p> <p>エ その他必要な事項 蓋の開閉、蓋のがたつき、路面との段差、清掃等</p> <p>2 管轄区域内の指定消防水利及びこれに掲げる消防水利標識 所有者、管理者又は占有者に確認の上、管理状況の確認</p> <p>3 管轄区域内のその他の消防水利のうち、私有の水利以外の消防水利（自然水利、ためます等）及び署長が指定する消防水利 緊急時における使用の可否を把握するため、第3条に規定する消防水利の適合条件について確認（原則、目視による確認とする。）</p> <p>4 署長が指定する管轄区域外の消防水利 署長が指定する内容とする。</p>
調査区	<p>1 管轄区域内については、効率的、効果的な調査が実施できるように人員、区域を指定する。</p> <p>2 管轄区域外については、目的に応じて人員、区域を指定する。</p>
調査日	原則、当直日に実施する。
調査回数	<p>1 管轄区域内の調査は、全てについて1年で1巡することとする。</p> <p>2 管轄区域外の調査は、署長が指定する回数とする。</p>

様式第1号(第19条関係)

平成 年 月 日

様

浜松市消防局

消防長

印

消防水利の指定に関する承諾について(依頼)

このことについて、消防法第21条第1項の規定に基づき、貴職が所有、管理する次の施設を消防水利として指定させていただきたく、別添「消防水利の指定に関する承諾書」により御承諾いただきますようお願いいたします。

1 所在

2 施設種別

3 数量

4 水量

5 指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

指定期間終了前までに指定解除の届出がない場合は、更に5年間延長するものとし、その後においても同様とさせていただきます。

6 条件

(1) 指定解除の申し出があったときは、無条件でこれを解除します。

(2) 消防法第21条第2項の規定により、標識を掲げさせていただくことがあります。

様式第2号(第19条関係)

平成 年 月 日

浜松市消防長

住所

氏名

印

消防水利の指定に関する承諾書

消防法第21条の規定に基づき、次の施設を消防水利として指定することを承諾します。

1 所在

2 施設種別

3 数量

4 水量

5 指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

指定期間終了の1ヶ月前までに指定解除の届出をしない場合は、更に5年間延長するものとし、その後においても同様とします。

6 協定事項

(1) 火災等の有事の際、当該施設を消防隊が使用すること、又は、支障のない範囲で当該施設の管理状況の確認をすることについて、意義申し立てをしません。

(2) 当該施設の維持管理については、所有者、管理者又は占有者が行います。

(3) 当該施設を変更し、撤去し、又は使用不能の状態に置く場合は、消防法第21条第1項第3号の規定により予め消防長へ届け出ます。

7 添付書類 案内図・配置図・構造図

様式第3号(第19条関係)

平成 年 月 日

浜松市消防長

住所

氏名

印

指定消防水利(変更・撤去・使用不能)届出書

貴消防局から指定を受けている消防水利について、変更、撤去等により使用不能の状態となりましたので、消防法第21条第3項に規定に基づき届け出ます。

1 所在

2 施設種別

3 数量

4 水量

5 撤去日・使用不能期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第4号(第19条関係)

平成 年 月 日

様

浜松市消防局
消防長 印

消防水利指定解除通知書

貴職が、所有、管理する下記施設については、 年 月 日、消防水利として指定いたしましたが、 年 月 日、その指定を解除しましたのでお知らせします。

- 1 所在
- 2 施設種別
- 3 数量
- 4 水量